二　関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域

三　国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3　前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4　沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5　沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6　主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7　主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8　第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）

第四十二条　沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2　主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3　主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画の廃止又は変更を勧告することができる。

第四十三条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、「併せて」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第四十五条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「財務大臣は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、「（政令で定めるものを除く。）」を削り、「ものは、関税法」を「ものにつき、同法」に、「とみなす」を「の指定をするものとする」に改め、同条第二項及び第三項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項及び第四十九条から第五十一条までの規定中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節　経済金融活性化特別地区

第五十五条の見出しを「（経済金融活性化特別地区の指定）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区」を「聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区」に改め、同条第三項及び第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「聴くとともに、関係行政機関の長に協議して」を「聴いて」に改める。

第五十五条の次に次の五条を加える。

（経済金融活性化計画の認定）

第五十五条の二　沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2　経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の内容に関する事項

三　経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3　前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4　沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

6　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7　内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（経済金融活性化計画の変更）

第五十五条の三　沖縄県知事は、前条第五項の認定を受けた経済金融活性化計画（以下「認定経済金融活性化計画」という。）の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2　前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第五十五条の四　内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第五十五条の五　内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。